

番号	第1
項目	<p>埼玉県、兵庫県等で整備されている、児童相談所と警察署との間ですべての案件につきリアルタイムで最新の情報を共有するシステムをできる限り早期に整備すること。同システムでは、児童相談所のみならず警察からも情報を入力できるようにし、警察からの虐待通告、その後当該家庭につき情報を入手した場合等の児童相談所への情報提供も、本システムを通じて行えるようにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市においては、重大な児童虐待を防ぐためには市内部における取組はもちろんのこと、外部の関係機関との連携強化は欠かせないとの観点から、令和3年4月に新たな児童相談システムの運用を開始するのにあわせて、こども相談センターで受理した児童虐待の疑いを含む通告全件について警察と定期的に双方向の情報共有を行っています。これは、こども相談センターと警察とのダブルチェックによる「児童虐待の見逃し防止」と、警察保有情報を活用した「支援の充実」を目的としているものです。</p> <p>また、それ以前から実施していた、警察からの照会を24時間電話で受け付けこども相談センターの過去の対応状況等について回答する対応や、虐待の重症度等に応じて随時警察との情報共有を行う対応についても、システムによらず実施しているところです。</p> <p>ご要望の趣旨である、縦割りを排し最新の情報を共有して、児童相談所と警察が連携してベストの力で子どもを虐待から守ることは、本市としてもめざしているところであり、より効果的な情報共有のあり方について常に考えていく必要があると認識しています。</p> <p>「児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム」については、本市の現行児童相談システムの状況を踏まえると、システム上の制約や個人情報保護の観点等から様々な課題があり現時点では早期の整備は困難な状況ですが、児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、情報共有の方策の一つとして他都市の取組や国の動向を確認してまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局中央こども相談センター 電話：06-4301-3100</p>

番号	第2-1
項目	<p>第2 児童相談所と警察との間で、次の事項を記載した「連携マニュアル」を作成し、情報共有システム等を通じ、案件を共有しできる限り正確に虐待リスクを判断の上、それぞれの機関の能力を最大限生かした連携をし、ベストの力で子どもを守る態勢を整備すること</p> <p>1 通常の連携態勢</p> <p>(1) 児童相談所及び警察は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者から通報を受けた場合には、速やかに相手方に当該通報の内容及び対応結果を情報共有システムを通じて共有するとともに、それぞれが当該児童及びその保護者、家族及び保護者と交際し又は同居する者(以下「交際者」という)に関する過去の対応歴その他児童を守るために必要な情報を保有する場合には互いに提供するものとする。その後、当該児童及び保護者、家族、交際者に関する情報を得た場合も同様とする。</p> <p>(2) 児童相談所及び警察は、前項に基づき得られるすべての情報に基づいて、虐待リスクをできる限り正確に判断しなければならない。</p>
	<p>(回答)</p> <p>児童虐待事案に係る警察との情報共有については、こども相談センターと警察とのダブルチェックによる「児童虐待の見逃し防止」と、警察保有情報を活用した「支援の充実」を目的とし、必要な事項について協議・取決めを行っています。具体的な連携等については、国が策定した「子ども虐待対応の手引き」等を踏まえて以下のとおり対応しています。</p> <p>こども相談センターは虐待通告を受理した場合、迅速なこどもの安全確認とともに、援助や介入の必要性を判断するために必要な範囲で関係機関から情報を収集しています。</p>
担当	<p>こども青少年局中央こども相談センター 電話：06-4301-3100</p>

番号	第2-2
項目	<p>第2 (省略)</p> <p>2 児童相談所が児童の安否を確認できない場合の連携</p> <p>児童相談所が虐待ではないかとの通報を受け、家庭訪問したが、保護者の面会拒否(面会日を遅く設定しようとする場合を含む)、留守、所在不明その他の理由により、通報を受けてから24時間以内に児童の安全を目視で確認できない場合には、直ちに情報共有システム及び電話で警察に連絡する。連絡を受けた警察は直ちに家庭訪問し、児童の安否を確認し、児童にけがあるいは衰弱等している場合には緊急に保護する。その結果を児童相談所に速やかに連絡する。</p>
	<p>(回答)</p> <p>児童虐待事案に係る警察との情報共有については、こども相談センターと警察とのダブルチェックによる「児童虐待の見逃し防止」と、警察保有情報を活用した「支援の充実」を目的とし、必要な事項について協議・取決めを行っています。具体的な連携等については、児童虐待対応における警察との連携にかかる国の通知等を踏まえて以下のとおり対応しています。</p> <p>こども相談センターが虐待通告を受けた事案のうち、こどもとの面会ができず、安全確認ができない場合には、必要に応じ、警察署長に対する援助要請を行い立入調査を実施します。</p> <p>また、本市では、「大阪児童虐待防止推進会議」において議論された重大な児童虐待を防ぐための取組の一つとして、最重度事案の24時間以内の安全確認をめざして対応することとしています。</p>
担当	<p>こども青少年局中央こども相談センター</p> <p>電話：06-4301-3100</p>

番号	第2-3
項目	<p>第2 (省略)</p> <p>3 緊急案件についての連携</p> <p>(1) 児童に危険が生じ、あるいは生じる危険性が高く緊急に対処すべき次に掲げる案件(「緊急案件」)については、児童相談所は把握した場合には直ちに情報共有システム及び電話により警察に連絡する。連絡を受けた警察は直ちに家庭訪問し、児童にけがあるいは衰弱等している場合には緊急に保護する。その結果を児童相談所に速やかに連絡し、その後、虐待リスクに応じて、合同で家庭訪問するなど児童の安全を確保するための活動を連携して行う。</p> <p>① 児童にあざ・傷・やけどがある(保護者が虐待を否定しているかどうかを問わない)、性的虐待のおそれ、命に危険なネグレクト(食事を与えない、家を長時間留守にする、車内放置、ごみ屋敷など)、児童からの被害の訴え</p> <p>② 保護者の面会拒否、威嚇的・暴力的言動</p> <p>③ シングルマザー家庭に同居男・交際男の出現、通常は同居しない人と同居</p> <p>④ 学校の長期間欠席、保育所・幼稚園の退所、転所</p> <p>⑤ 保護者の精神疾患等により児童に危険(無理心中を含む)が生じるおそれ</p> <p>(2) 上記(1)③の案件については、同居男、交際男等の氏名、住所、職業などについては警察が調査することとし、これらの者への虐待抑止のための指導も警察が行う。</p> <p>(3) 警察が児童相談所の虐待リスクの判断が甘く、家庭訪問や児童の安否確認が不十分で、児童に危険が生じるおそれがあると判断した場合には、その旨、情報共有システム及び電話により児童相談所に連絡する。そして、警察単独あるいは合同で家庭訪問し、児童の安否確認、保護者等への指導警告を行う。警察が単独で行った場合には、その結果を児童相談所に速やかに連絡する。</p>
	<p>(回答)</p> <p>児童虐待事案に係る警察との情報共有については、こども相談センターと警察とのダブルチェックによる「児童虐待の見逃し防止」と、警察保有情報を活用した「支援の充実」を目的とし、必要な事項について協議・取決めを行っています。具体的な連携等については、国が策定した「子ども虐待対応の手引き」及び児童虐待対応における警察との連携にかかる国の通知等を踏まえて以下のとおり対応しています。</p> <p>こども相談センターは虐待の重症度等に応じて随時警察との情報共有を実施しています。また、刑事事件として立件が想定される重篤な児童虐待などについて必要に応じ、こどもの心理的負担等に配慮し、警察・検察との協同面接の実施について協議を行っています。</p> <p>こども相談センターが虐待通告を受けた事案のうち、こどもとの面会ができず、安全確認ができない場合には、必要に応じ、警察署長に対する援助要請を行い立入調査を実施しま</p>

す。保護者の交際相手等への調査及び指導等においても必要に応じ警察への照会や援助要請を行い連携して対応します。

保護者の精神状態が非常に不安定でこどもの安全が脅かされている場合は、こどもの安全を確保するとともに保護者の入院治療を検討するため、関係機関と連携して対応します。

担当	こども青少年局中央こども相談センター 電話：06-4301-3100
----	---------------------------------------

番号	第2-4
項目	<p>第2 (省略)</p> <p>4 一時保護についての連携</p> <p>(1) 児童相談所は一時保護しようとする場合には、事前に警察その他の関係機関の意見を聞くものとし、一時保護を解除しようとする場合には、警察その他の関係機関の意見を聞いた上、家庭に戻した場合に関係機関が連携して児童の安全を確保するための対応方針について定める。</p> <p>(2) 児童相談所及び警察は、一時保護を解除して児童を家庭に戻した場合には、前項の対応方針の定めるところにより合同で又は単独で家庭訪問し、児童の安全を目視で確認し、保護者等に指導その他児童の安全を確保するための措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 児童相談所は、児童が危険な状況にあり一時保護の必要性があると判断しているが、一時保護の必要性を疎明する情報が少ないと判断される案件については、警察にその旨連絡する。警察はそれを受け、家庭訪問、付近のパトロール等により虐待の兆候がないかどうかの把握に努め、その結果を児童相談所に連絡する。</p>
	<p>(回答)</p> <p>児童虐待事案に係る警察との情報共有については、こども相談センターと警察とのダブルチェックによる「児童虐待の見逃し防止」と、警察保有情報を活用した「支援の充実」を目的とし、必要な事項について協議・取決めを行っています。具体的な連携等については、国が策定した「子ども虐待対応の手引き」及び児童虐待対応における警察との連携にかかる国の通知等を踏まえて以下のとおり対応しています。</p> <p>こども相談センターは、緊急保護の要否判断等に必要な情報収集にあたり、必要に応じ事前に関係機関に照会を行います。</p> <p>児童虐待を受けたこどもの一時保護を解除し家庭復帰を検討する場合は、要保護児童対策地域協議会を活用するなどして、情報共有のうえで家庭復帰後の支援について関係機関の役割分担を検討し、一時保護解除時には警察を含め関係機関に情報提供を行います。一時保護解除後は支援方針と役割分担に基づき関係機関と連携して在宅指導を実施します。</p>
担当	<p>こども青少年局中央こども相談センター</p> <p>電話：06-4301-3100</p>